

虐待防止に関する取り組み

当事業所では、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、利用者の皆さまの人権を尊重し、虐待の未然防止および早期発見に取り組んでいます。

1. 虐待防止委員会の設置

当事業所では、虐待防止に関する検討・対応を行うため、**虐待防止委員会**を設置しています。

委員会では、虐待防止に関する課題の検討、再発防止策の検証、職員への周知徹底を行っています。

2. 職員研修の実施

全職員を対象に、虐待防止に関する研修を定期的に実施し、法令遵守および適切な支援の提供に努めています。

3. 相談・通報窓口

虐待が疑われる事案や、支援に関するご相談については、以下の窓口で受け付けています。

- ・ 【事業所内相談窓口】管理者 長久保剛 080-2555-7423
- ・ 【市町村相談窓口】宮古島市役所 障害福祉担当課 0980-73-1975

必要に応じて、関係機関と連携し、適切に対応します。

4. 基本方針

当事業所は、いかなる理由があっても虐待を行いません。

利用者一人ひとりの尊厳を大切にし、安心して利用できる環境づくりを行います。

身体拘束廃止に関する方針

当事業所では、利用者の自由と尊厳を守るため、**身体拘束は原則として行いません。**

1. 身体拘束を行わない原則

身体拘束は、利用者の生活の質を著しく低下させる行為であることから、原則として禁止しています。

2. 例外的に身体拘束を行う場合の 3 要件

やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の 3 要件すべてを満たす場合に限ります。

- **切迫性**: 利用者本人または他者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- **非代替性**: 身体拘束以外に代替する手段がない場合
- **一時性**: 身体拘束が必要最小限の時間に限られている場合

3. 実施時の手続き

身体拘束を行う場合には、事前または事後に十分な検討を行い、**内容・理由・時間等を記録します。**

また、継続の必要性について定期的に検証し、速やかな解除に努めます。